

3-3 全国大学情報教育方法研究発表会

本発表会は、文部科学省の後援事業として、情報技術を活用した教育方法に関する研究の振興普及と優れた教育方法の評価と顕彰を通じて、授業改善のためのファカルティ・ディベロップメントを紹介することを目的とし、平成4年より継続運営している。運営に際しては、同研究会内に運営委員会（委員長：東村高良、関西大学）を継続設置するとともに、以下の事業を実施した。なお、平成6年度からは本発表会の最優秀賞への文部科学大臣賞の交付を毎年申請し、認められている。以下に概要を報告する。

(1) 全国大学情報教育方法研究発表会の開催と表彰

本発表者の趣旨に沿った発表がなされるよう、発表募集時に評価基準を明示するとともに、応募者に教育の改善方法と教育効果を申込用紙に記述するよう義務付けることにした。選考については、選考基準を一般的に理解しやすい通用性のある表現に改め、選考委員は、本協会や発表会の趣旨を理解し、広い視野で教育改善の工夫を評価できることを基準に人選した。専門分野についての評価は、専門委員を配置し、限定した分野の意見を得ることにした。また、評価水準を保つため、内部規程を一部改定し、運営委員会の委員長・副委員長の参加を規定することとした。

1次選考は、平成16年7月3日にアルカディア市ヶ谷（私学会館）を会場に、74件の発表があり、教育の問題点、改善の内容と方法、実践による改善効果、共通性（拡大性・汎用性）の4つの視点から選考を行い、10件が2次選考に推薦された。なお、発表会には発表者を除き223人が参加した。詳細は、資料編【資料10】を参照されたい。

2次選考は、平成16年9月4日に私学会館を会場に10件の発表があり、選考委員会の結果について運営委員会にて選定の結果、以下のとおり「文部科学大臣賞」1件、「私立大学情報教育協会賞」1件、「奨励賞」1件を決定し、16年11月25日の第37回総会にて表彰した。

★文部科学大臣賞（1件）

「eラーニングのインストラクショナル・デザイン～経済学の事例～」

帝塚山大学経済学部 中嶋 航一氏、他1名

★私立大学情報教育協会賞（1件）

「サイバーキャンパスを利用したアーカイブス学習」

明治薬科大学薬学部 梶原正宏氏、他3名

★奨励賞（1件）

「オリジナルe-Learning中国語教育の試み」

愛知淑徳大学コミュニケーション学部 馮 富榮氏、他1名

（2）発表会および論文誌発行の運営

平成16年度は、1次選考に多くの関係者が参加できるよう、例年同様に過去の研究発表会参加者や私情協の他の行事参加者、本協会の会誌読者に広く呼びかけた。また、2次選考で受賞の対象となった関係教員の業績を教育業績として高く学内で受け止められるよう、論文誌「情報教育方法研究」5,200部を自費出版し、大学の学長、学部長をはじめとする関係者に配布した。論文の選考に際しては、以下のとおり論文執筆規程を改定して対応した。なお、論文の関連内容を電子媒体でも見ることができるよう、例年同様に執筆者から提供されたソフトや図表、発表会時に使用のスライドなどのデータをCD-ROMに収録し、論文誌に添付した。

情報教育方法研究会論文執筆規程（2003年7月改訂）

1. 論文誌刊行の目的

論文誌は、大学（短期大学を含む）の教職員による、情報技術及びこれを活用した教育方法の自主的な研究を促進・奨励し、その成果の発表・評価を通じて大学教育全般の質的向上を図ることを目的として刊行する。

2. 論文誌の編集

論文誌の編集及びこれに掲載する論文（以下、「論文」という）の審査は、情報教育方法研究会運営委員会の組織する論文誌編集委員会（以下、「編集委員会」という）が行う。

3. 論文の内容及び形式

論文は、下の各項に掲げる範囲に属し、かつ未発表の研究又は開発成果を内容とし、有用性・新規性等の点において優れていると評価されるものとする。

- ① 情報技術を活用した教育・学習方法の研究
- ② 情報専門分野の教育・学習方法の研究
- ③ 情報リテラシーの教育・学習方法の研究

4. 論文原稿の書式・提出手続き

論文原稿は、「論文原稿・CD-ROM収録資料の作成要領」の規定する書式に従い、編集委員会の定める期日までに提出しなければならない。

5. 論文の審査及び採否の決定

- (1) 論文の採否は、下の各項に掲げる審査の過程を経て、編集委員会が決定し、著者に通知する。編集委員会が不採択と決定した論文については、その理由を著者に通知する。
 - ① 情報教育方法研究発表会における研究発表（1次選考）
 - ② 提出論文の査読（論文選考）
- (2) 採択された論文の掲載形式（「研究論文」又は「研究ノート」等）の別は、編集委員会が決定する。
- (3) 論文は次の場合に不採択とする。
 - ① 論文の内容が既に公表されたものである場合
 - ② 論文の内容が不十分で、有用性が認められない場合
 - ③ 論文の構成や文章表現に問題があり、部分的修正では改善の可能性がない場合
 - ④ その他、編集委員会が不適當と判定した場合

6. 論文掲載の辞退

論文の著者が何らかの理由があって論文掲載の辞退を希望する場合には、直ちに著者は編集委員会に対し、署名捺印した理由書を付してその旨を申し出なければならない。

7. 著作権等の取り扱い

- (1) 掲載論文及びCD-ROM収録資料（以下、「論文等」という）は、社団法人私立大学情報教育協会（以下、「協会」という）に対して、排他的に無償の利用許諾が無期限でなされたものとして扱う。ただし、利用許諾の範囲は、論文等の複製、翻訳、映像化（翻案）、送信可能化を含む公衆送信に限るものとする。
- (2) 論文等の作成に際して利用した素材およびコンピュータプログラム等については、当該素材等の著作者・著作権者・著作隣接権者等から必要な許諾（送信可能化を含む）をあらかじめ得て、その内容を編集委員会に報告しなければならない。
- (3) 論文等が論文誌に掲載される等の方法で公表された結果、名誉毀損等の民刑事責任を問われることとなった場合には、論文等の提出者のみによって当該紛争を解決しなければならない。協会は、いかなる紛争にも関与しない。
- (4) 論文等を送信可能化する場合、著作者は同一性保持権を行使しないことに同意するものとする。

(3) 次年度に向けての改善

後日、16年度の実施結果を踏まえ、17年度に向けて改善すべき点について

て検討の結果、つぎのような点を工夫することにした。

- ① 開発システムやソフトの著作権者を明確にするため、発表募集の際に、教員、大学、企業等が開発に携わった度合いや費用負担について、申込用紙に記述するよう応募者に義務づけることにした。
- ② 外部から招聘した選考委員では、評価基準の統一を図ることが難しいため、選考委員会は運営委員を中心に構成し、選考委員の専門外の分野については、必要に応じて別途、専門委員を外部から招聘することにした。また、評価の公平性を保つため、専門委員は1分野で2名置くことにした。

